

会 議 録

| | | | |
|-------|---|---|----|
| 会議の名称 | 第7期第2回小金井市行財政改革市民会議 | | |
| 事務局 | 企画財政部企画政策課企画政策係 | | |
| 開催日時 | 平成25年7月12日（金）午後3時00分～午後5時20分 | | |
| 開催場所 | 本庁舎3階第一会議室 | | |
| 出席者 | 委員 | 松井義侑会長、川畑青史委員、秋葉欽司委員、浅原康宏委員、大塚和彦委員、尾木 雄委員、畠山重信委員、八木尚子委員 | |
| | 事務局 | 副市長 上原秀則、企画財政部長 伊藤茂男、行政経営担当課長 三浦 真、企画政策課主査 中島良浩、企画政策係主事 大久保知佳 | |
| 欠席者 | 有吉雅幸委員、下田照美委員 | | |
| 傍聴の可否 | 可 ・ 不可 ・ 一部不可 | 傍聴者数 | 1人 |
| 会議次第 | 1 開会 2 諮問事項の検討について 3 その他 4 閉会 | | |
| 会議要旨 | <p>1 開会</p> <p>2 諮問事項の検討について</p> <p>○答申に向けた議論の方向性について</p> <p>答申に向けて、第3次行財政改革大綱の77の実施項目全てを議論の対象とするのではなく、行政改革に寄与すると考えられる項目、財政効果が期待できる項目を重点検討項目と位置付けて絞り込みを行い、議論する。</p> <p>重点検討項目を①財務関連事項、②民営化関連事項、③総務関連事項、④その他 の4つのグループに分類し、緊急性や進捗状況等を基準に更に絞り込みを行い、中間報告に向けて25年度中に11項目、最終答申に向けて26年度中に8項目、計19項目について議論することとする。（資料3「今後の市民会議の重点検討項目」のとおり）</p> <p>ただし、行政改革や財政健全化に直接寄与するとは考えられない項目についても、市として実施すべき重要な項目がある旨については、答申の中に明記する。</p> <p>また、個別具体的な実施項目とは別に、行財政改革推進のための組織風土、職員のモチベーション維持・向上、リーダーシップの重要性について議論する機会を設ける。</p> <p>○緊急提言について</p> <p>市民会議の意見を平成26年度予算に一定反映させるため、9月中に緊急提言を行い、市長に提出する。内容は、受益者負担の適正化及び民間委託の推進についてとする。（当日配付資料「平成26年度予算編成に対する緊急提言（案）」のとおり）</p> | | |

| | |
|------|---|
| | <p>内容の詳細については、各委員の意見を踏まえつつ、勉強会を活用しながら正副会長中心に調整する。</p> <p>○今後の日程について</p> <p>9月に緊急提言を行うため、当初11月に予定していた第3回市民会議を前倒しし、9月20日（金）に実施することとし、当初予定していなかった第4回市民会議を、追加で2月に実施する。</p> <p>また、勉強会を7月30日（火）、9月3日（火）に実施する。ただし、9月は定例会開催月であるため、場合によっては変更する可能性がある。詳細は決定しだいメール又はFAXにて各委員に通知する。</p> <p>3 その他 4 閉会</p> |
| 提出資料 | <p>資料1 小金井市行財政改革市民会議（勉強会）の要旨について</p> <p>資料2 第3次行財政改革大綱実施項目の委員評価</p> <p>資料3 今後の市民会議の重点検討項目</p> <p>平成26年度予算編成に対する緊急提言（案）</p> |

別紙 1

第 7 期第 2 回小金井市行財政改革市民会議次第

日時 平成25年 7 月12日（金）午後 3 時00分

場所 本庁舎第一会議室

1 開会

2 諮問事項の検討について

3 その他

4 閉会

第2回小金井市行財政改革市民会議 会議録

平成25年7月12日（金）

（午後3時00分開会）

1 開 会

○会長 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので。市民会議も第2回ということになっております。出席者及び資料の確認を事務局よろしく申し上げます。

○事務局 事務局から報告をさせていただきます。本日出席者につきましては、委員定数10人中8人の出席をいただいております。

なお、有吉委員、下田委員につきましてはご欠席の連絡をいただいております。

続きまして、資料の確認をお願いいたします。お手元に本日の会議の配付資料の一覧を記載しております。資料1から3まで、こちら3つの資料につきましては事前の配付資料となっております。そのほか委員の皆様にご校正いただきました第1回の会議録につきまして、委員の皆様の上本日配付をしておりますので、こちらのほうはお持ち帰りいただければと思います。この会議録につきましては、前回の会議でのご議論を踏まえた形で作成し、既に市のホームページなどで公開しておりますことをご報告させていただきます。資料に不足等ございましたら、ただいま事務局に申しつけていただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○会長 出席者は8人ということでこれから会議に入ります。

2 諮問事項の検討について

○会長 それでは、議事次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

まず、第1 諮問事項の検討についてが議題でございます。この市民会議は4月19日の第1回の会議で市長から諮問を受けておりますので、その答申に向けた議論を本日はまとめてまいりたいと思っております。

それでは、第1回市民会議で決定したとおり、第1回市民会議から本日の第2回市民会議までの間に勉強会を5回重ねております。そのまとめについて事務局からご説明をいただきます。

○事務局

では、事務局から説明をさせていただきます。前回4月19日の会議後5回開催されました勉強会の要旨につきまして、本日、資料にまとめております。事前に配付しております資料1をごらんください。この資料は、勉強会に同席いたしました事務局のほうでまとめさせていただきました。資料は、この間行いました5回の勉強会につきまして1表にまとめたものになります。表のつくりは、表の左の列から回数、日程、要旨となっております。要旨については、主に勉強会の中で確認されたものについて記載をしております。

では、要旨について簡単に説明させていただきます。

第1回の勉強会では、勉強会の進め方についてご議論をいただきました。特に答申に向けた検討を進める上で必須である第3次行財政改革大綱と行政診断報告書について理解を深めていただきました。そして、勉強会の位置づけはあくまで委員による私的な勉強会であることの確認と、市民会議としての決定はあくまで市民会議の本体であることの確認がなされました。

第2回の勉強会では、答申に向けた議論の方向性についてご議論をいただきました。特に第3次行財政改革大綱に掲げられている77の実施項目について全てを網羅するのではなく、重点的に検討する項目を絞って議論することの確認がなされました。また、答申に向けた議論における第3次行財政改革大綱と行政診断報告書の取り扱いについては、市が自ら策定した第3次行財政改革大綱に重点を置くことの確認がなされました。

第3回の勉強会では、重点検討項目についてご議論をいただきました。特に行財政改革に寄与すると考えられる実施項目、財政効果が期待できる実施項目を重点検討項目として優先的に議論することの確認がなされました。また、行財政改革や財政健全化に直接寄与しなくても、市が実施すべき重要な実施項目については答申の中で明記していくことの確認がなされました。

第4回の勉強会では、第3回に引き続き、重点検討項目についてご議論をいただきました。特に第3次行財政改革大綱の中の77の実施項目については、勉強会に出席いただきました委員の皆様へ評価をしていただき、財務関連、民営化関連、総務関連、その他として重点的に検討すべき項目を抽出し、その中から重点検討項目を絞り込むことの確認がなされました。重点検討項目については、資料2、3としてまとめてございます。

また、市に対する緊急提言についてもご議論をいただきました。具体的には、平成26年度の予算編成に市民会議の議論を一定反映させるように、予算編成の前、今年の9月に緊急提言を行い、市長に提出すること。その内容としては、主に受益者負担の適正化、民間委託の推進とすることの確認がなされました。

第5回の勉強会では、今後の会議予定についてご議論をいただきました。特に緊急提言を行うために11月に開催を予定していた第3回市民会議については前倒しをし、9月20日に開催することの確認がなされました。また、平成25年度中の第4回市民会議の開催の可否については、本日7月12日の市民会議の中で決定することの確認がなされました。

事務局からは以上となります。

○会長 ありがとうございました。説明にありました重点項目に関する項目の絞り込みを川畑副会長にお願いをしてありますので、ご説明をひとつお願いします。

○川畑副会長 それでは、資料2と3をごらんいただきたいと思います。

これは既に勉強会の中で何度か議論をさせていただき、提出させていただいた資料を、今般まとめたものとなっております。若干繰り返しになるかもしれませんが、説明をさせていただきます。

資料2をごらんいただきたいと思います。今回、我々が答申に当たって諮問された事項は、行財政改革大綱、いわゆる77項目の大綱と昨年実施された行政診断が大きな柱となっておりますが、まず行財政改革大綱77事項については、かなりいろいろなものが一緒に入っている、濃淡も大分違うということもございます。

そういったところからこれを全て一つ一つ検討するのは生産的ではないということから、一定のルールの中で、77項目の中で重要かつ緊急な項目について洗い出そうという趣旨で、私のほうで評価をしたものでございます。

とはいえ、今回、経常収支比率が97%という危機的な状況の中で、緊急的に我々がこの1年半、あるいは2年という時間の中できちんと検証して、答申をする事項に持っていかなきゃいけない。そういう意味で大きく4つに分けて、ふるいにかけてのものです。これがいいかどうかというのは別にしまして、そういう趣旨で分類をしました。

行政改革自身をどうとらえるかというのいろいろな諸説があるわけですが、新しい行政課題に取り組むという意味での行政改革もありますし、そうでないものもあり

ます。ただ、今回はいわゆる行財政改革という趣旨からいって、行政改革に寄与するもの、財政健全化に寄与するもの、いわゆる項目としては、広い意味では行政改革の中に入るといえば入るんでしょうけれども、行政内部の事務改善事項に類するもの、それから項目としては重要なものもあるんでしょうけれども、行財政改革とはちょっと言いがたいもの、大きくこちらの4つの分類に分けました。

Aというのが行政改革。この中で、とはいえ、行政改革の中でもかなり難易度も高く、同時に行政改革に大いに寄与する事項もありますし、行政改革ではあるけれども、さほど寄与しない事項もあります。それから、財政健全化レベルの中でもおおむね1,000万円以上の削減効果が見込まれるものと、財政効果はあるにしても数十万円、数百万円のレベルというふうにレベルを分けております。

そういう意味で、この資料2の1/3の下から4番目まではA-1のランク。つまり「No.6 各種使用料等の在り方の見直し」から「No.75 公民館業務の見直し」までは全てA1という、大いに寄与するというふうに分けております。

一方で「No.7 行政評価の充実」。これは行政を評価する仕組みの検討とか充実であるとか、あるいは次に裏面にいきまして、「No.67 独自健康診査、がん検診の見直し」までは、確かに行政改革ではあるけれども、大きくそんなに寄与しないだろうというもの。

A3というのが裏面の7番目、「No.1 プロジェクト・チームの更なる活用」から「No.38 シフト勤務の検討」。これらは行政改革ではあるけれども、そのこと自体で市の行政が大きく変わっていく行革というふうにはなかなか捉えにくい。こういうふうに分けたものでございます。

Bの財政健全化のほうでは、財政健全化は行政改革とかなり概念としてオーバーラップしますので、両方どっちに入れてもいいというものもございますけれども、主に財政に寄与するものという視点で、Bのところに入れたものがあります。そのうちB1、要するに1,000万円以上の縮減効果が期待できるものが保育料の、これは縮減ではなくて増額でも同じことなんですけれども、「No.70 保育料の改定」と「No.76 公民館の有料化の検討」、これらはおよそ1,000万円ぐらいの財政効果が期待できるというふうにしたものです。

B2というのが、「No.5 各種イベントの在り方の見直し」というものから「No.61 公金納付環境の研究」まで、9項目になります。もちろん各種イベントの在り方の見直

しなどでも、市民まつりをやめるとかという判断をすれば、市民まつりはおよそ1,000万円以上の経費を補助していると思いますので、これはB1のほうになるんでしょうけれども、こういうものではない、ちまちまやっているようなイベントと言うとちよつと語弊がありますが、そういったものを見直しとか、それから広告収入の拡充とか、市のホームページにバナー広告が入っていますけれども、それらを合計しても到底1,000万円というレベルには達しないであろうということで、B2というふうに考えてございます。例えば電話料金を縮減するといっても、必要な電話はやっぱりしなきゃいけないわけで、それをNTTからKDDIにかえるとか、いろいろなそういう仕組みの変更もあるでしょうけれども、そういうものはとりあえずB2にしている。

C、いわゆる事務改善事項というのは行政の基本的な内部事務であって、内部事務の改善という意味では意味はあるけれども、対市民に対して一体どれぐらいの財政縮減効果があるのかということに関しては、若干そぐわないのではないかというものをCにしてあります。例えば下から6番目の「No.11 事務マニュアルの有効活用」、これはこれで必要なことなんでしょうけれども、そのことで財政がどれだけ縮減されるか。Cランクでございます。例えばCの一番最後です。「No.77 選挙公報の見直し」みたいなのは、選挙公報自体は国で決まっています、ある程度のフォーマットが決まっているもので、それをどうやって配るかとか、そういうものに関してはあるんでしょうけれども、基本的に財政効果ということでは期待できないという意味でCランクにしております。

Dというのは、77項目には記載されているけれども、これは行政改革あるいは事務改善というよりも、1つは若干違う性格ではないかというものと、またそれは行革大綱というものに載せること自体がいいのか悪いのか、新たな行政課題としては必要なんでしょうけれども、どうなんだろうかというものをDランクにしてございます。

例えばDのトップにあります「No.9 市民投票条例の検討」。これはこれで新たな行政課題としては、やる、やらないを含めて検討する余地はあるんだろうと思いますが、市民投票条例を設置して、何か重要な課題について市民投票をすれば、手間もかかるし、金もかかる。民意のくみ上げ方という意味では新たな意味があるということと言えるんでしょうけれども、それによって行政がどれだけスリム化されるかということについては、いささかどうなのかなというものをDランクにしてございます。

この中にも「No.33 危機管理体制等の充実」のように、新たな行政課題の部分も入

っております。多分「No.5 7 NPO等との協働推進」もそういうことだと思いますが、これはある意味でこういうことをやることによって、直営でやっていた市の業務が民間に委ねられてスリム化できる。あるいはNPOを活用することによって、従来の事務がこれだけ簡素になるんです、あるいはきめ細かなサービスが市民に提供されるんですというふうにはなかなか言いがたいというものが入っております。

一応77項目をこういう分類によって分けた上で、我々がさらに具体的に検討する項目を絞り込むという作業をしたのが資料3になります。これは小委員会といいますか、勉強会で検討しました。これはある意味で中身の項目をグループ化したものでございます。①が財務関連事項。どちらかというと財務的な視点の項目。②は、もちろんそれによって民間委託することで経費の縮減が図られるという部分では財務と関連しますが、むしろダイレクトに民営化と捉えたほうがいい7項目が、②民営化関連事項になっております。③総務関連事項というのは内部管理的なものではありませんけれども、職員の処遇であるとか、給与体系の問題、こういったものに関わるものを③総務関連事項としています。

④その他については、以上のくくりになじまないものというふうにしております。これは基本的にA1とA2、「大いに寄与する」「かなり寄与する」という項目、それからB1、「1000万円以上の財政の効果が期待できるもの」に絞り込んでいます。

ただし、確認をしますと、A1が全部ここで拾われているかという、A1ランクのもので資料3に記載がないものもあります。具体的に言いますと、資料2に戻っていただいて、1/3の1ページ目でいいますと、真ん中辺にありますA1、「No.6 8 ピノキオ幼稚園業務の見直し」であるとか、「No.7 3 小学校給食業務の見直し」、これらはA1で重点的に取り組む事項というふうに評価はしておりますし、大いに寄与する事項にはなっておりますが、行政とのヒアリングの結果、ピノキオ幼稚園については今年度秋に民営化なされるという大きな環境の変化等があるということがありますので、それを今さら議論してもしょうがないということで資料3からは落としました。小学校の学校給食の委託化についても既にこの第2回定例会で補正予算が議決をされて、民間委託されることになったようなので、落としてあります。

こういうものが何点か資料2から3に移行する過程で削除してあります。その結果、全部でこれも23項目という、これで約3分の1以下に絞り込んできたわけではあります。それをこの2年間で23項目全てを議論する、検証するというのも甚だ難しい

ということで、この中から重点的な項目をピックアップしたものが資料3の右の○印になります。A1あるいはB1として重要なだけけれども、そうは言ってもなかなかすぐに取り組めない、あるいは検討するにも時間がかかるものについては、この25年度、26年度での検討をちょっと延ばして、緊急に検討できるものを25年度は11項目、26年度は19項目に絞るということでございます。

例えば「No.6 各種使用料等の在り方の見直し」。これは使用料をどこまで捉えるかわかりませんが、集会施設の有料化なども使用料になります。今の無料の考え方が一体いつ設定されて、どういう考え方でできて、今までコストが上昇してきたにも関わらず何故有料化ができないのか。使用料というのは基本的に条例に基づいて徴収することになりますので、条例改正という議会の議決がないと改正できないわけですが、これはかなり重たい部分ですので、25、26年度の通年をかけて検討しよう。こういうふうには○が2つ並んでくる。

一方で、「No.14 負担金補助及び交付金の在り方の見直し」というのは、次の「No.17 財政支援団体の在り方の見直し」とリンクするんでしょうけれども、現在補助金をいろいろなところに出しているわけですが、これについては今すぐ25年度に補助金の全てを洗いざらいデータとしてもらって、これは必要、これは不要という議論するにはちょっと時間がないだろうと判断をしたものでございます。財務関連事項でいえば、「No.76 公民館の有料化」というのは、公民館が建って以来、徴収したことがないということなので、これは公民館というのはそもそも何なんだということから、公民館に有料的なものを持ち込むとすれば、公民館の全てが有料化になるわけではありませぬので、公民館の何とか協議会に部屋貸しをしていたり、身障者のための活動の場所にしたりしているようですので、フリーに市民が使える公民館の業務の中にどれぐらいの議論があるか、それを有料化するとどれぐらいの財政効果が出るのか、これを検証するには今年度ではちょっと無理だということで、翌年度の26年度にやっというふうになっております。

あるいは民営化の中では大きく○が25、26と2つついているのは、保育、学童、児童館、児童福祉関係の施設になりますけれども、これらについては近隣他市との整合性であるとか、コストであるとか、そういったもの等を比較・検証する中で、これはかなり重たい課題だと。利用者もかなり市民が子供を預けているということからして重たい課題なので、2か年をかけてじっくりやる必要がある。

逆に、「No.8 公共施設の整備への民間活力の活用」と。ちょっと言葉がわかりにくい部分はありますけれども、いわゆるPFIの導入みたいなものを想定しているんだろうと思います。ただ、PFIというのは新たな建物を建てる場合に、資金の調達から運営までを含めて行うということが主になりますので、来年度新庁舎が建設予定で、そこにPFIを導入する、しないという議論がなされるならば有効ですけども、そうでなければちょっと先送りでもいいのかなど。あるいは図書館のほか、これも業務の見直しとなっていますのがいわゆる民営化ですよ。図書館の指定管理者への委託であるとか、公民館の民間委託化、これらは、先ほどの使用料をどうするかというものとはまた別に実態も十分把握しなきゃいけない。あるいは図書館、公民館なんかもそうなんでしょうけれども、新たに建て替えがなされて、新しいものができる際に、それを直営でやるかどうかという議論になるというのが多いものですが、これらについても今年度取り組むというのは難しいかなと思ったわけでございます。

総務関連事項では、従前からある人事・給与制度、あるいは非常勤嘱託員の制度が一体どういうふうになって、実態的に市の財政をどれぐらい圧迫しているのかいないのか、これはすぐにでも手をつけないと、結果として全部修正されるのは非常に時間がかかるというわけですが、取り組むには一日でも早く取り組む必要があるということで〇にさせていただきます。

その他項目については、とりあえず特定検診、あるいはがん検診について他の市はどういうふうになっているのか、それらを含めて市は見直しをする必要があるだろうということで仕分けをしたものでございます。

結果、25年度は11項目。11項目が今年度全部終わるというわけでは多分ないでしょうけれども、ある程度目鼻がついて、あとは行政と議会の中でどういうふうに改善していくのかという方向が見えてきた段階で、26年度引き続きそれを検証していく、フォローしていくということになるんだろうと考えてつくったものでございます。

ちょっと長くなりましたけれども、資料2、資料3の説明をさせていただきました。以上です。

○会長

川畑さん、どうもありがとうございました。私自身の理解も含めてもう一度簡単にまとめますと、第3次行財政改革大綱の77項目がランダムにいろいろなものがまざった状態で、これをもって答申をと言われると、どこからどういうふうにまとめていっていかよくわからないということで、川畑さんに主として力を入れていただいて、

行政改革にあまり寄与しないもの、財政効果が低いと考えられるものを落としちゃって、4グループ23項目にポイントをまとめたものになっています。この最終の資料3を皆さん見ていただくと、こういうことをやろうとしているんだなということで、問題点がわかってきているんじゃないかなというふうに私なりに理解をしています。

あとで皆さんのご意見をいろいろお伺いしたいと思いますけれども、その中でも一言整理をすると、市の抱えている大きな問題の中にはごみの問題とか、学校給食の問題とか、ピノキオ幼稚園とか、それぞれが予算を伴って、非常に大きな財政の改革をやろうとしている項目があります。これは既に一定動きがあるものでもあり、市民会議のテーマとしては若干なじまないんじゃないかなということで、川畑さんの説明にありましたように、これは検討項目から落としちゃいますということを前提として理解をしていただければ、今まで5回の勉強会でまとめてきた方向性がある程度見えるのかなと思っています。

ここまでのところで、皆さんのほうでちょっと違うねとか、これはどうだということがあれば、率直な意見をいただきたいと思うんですけども、ランダムで結構ですけども、いかがでしょうか。

○秋葉委員

この内容は、非常にコンパクトにまとめていただいて、わかりやすく、今まで勉強会で協議してきましたものが理路整然とされているなど、本当にありがたく思います。

その上で大きな流れとして、今までは福祉というと、高齢者を中心としたさまざまな施策が多いわけです。しかし、これからの世の中は子どもたちに力を入れていかないと、一つの国という大きなものから見たときに、人口が減るというのは非常に国のマイナスになる。大きな視野から見たときに、これから育っていく子どもたちへの施策というのは相当重きを置いていかなくちゃいけない。当然予算もかかるかもしれない。

しかし、それなりの負担はしてもらおうというところに少し力を入れて検討するというのが、この中で民営化ということがありますし、財政のほうと絡んできますけれども、それだけのものをいただくためにはそれなりの中身の濃いものにする。子どもが1人成長していくについては相当のお金がかかるわけです。基本的には家庭が行うのが基本なんですけど、そうでないできない部分も相当ありますので、そういう内容的なものは十分に考慮し、かつそれに見合った負担をしていただく必要があります。

○会長

負担と効果ですね。

○秋葉委員　　そうです。そういうものをきちんとして明記していかないと、会の中身がならないんじゃないかと思って、大きな流れでその辺に力点を置いていただくといいなと思います。

以上。

○会長　　ありがとうございます。ご出席の皆さんから、ランダムに何でも結構ですけども、いかがでしょうか。尾木さんはどうですか。

○尾木委員　　これまでの勉強会の議論を踏まえて、必ずしもきょう整理されたものが確定的なものではなくて、これをもとにさらに詰めていこうという趣旨のことかということで、今回ご発言があったと思いますけれども、念のため私がかつて勉強会で申し上げてきたことを若干述べますと、1つは、資料2のA1からA3、B1、B2、C2というふうに77項目を、それぞれの施策において事務的にやってもらえるからよかろうと。あるいは事務改善でやってもらえばいい事項だ、さらに会長がおっしゃったように、それは市に任せておけばいいこともあるわけで、何でも市民会議で議論しようということにはならないと思うんです。

しかしながら、一方で、この市民会議の役割等を今日的に考えると、財政の健全化ということは非常に重要であると。ついてはそのことを中心にやりましょうと。そのところは全く一致していると思うんですけども、資料で見ると事務改善事項C、その他Dと。Dは行財政改革とは異質であり、別次元で議論されるものということで、資料3の上の段にも表がありまして、何となくDの話は新たな行政課題であって、必ずしも今回の市民会議になじまないのではないかというお話がありましたけれども、そうでもなくて、皆さんもお気づきになったと思いますけれども、行財政改革がほとんどというか、相当程度進んでない。その原因は何かということを考えると、我々が財政の健全化について提言することもさることながら、職員の意識なり能力をどの程度、あるいは組織文化をどういうふうに高めていくのか。そういう観点からの手当てがないと。ただ、何となく民営化したらどうですかとか、節約したらどうですかではどことなく具合が悪いなど。

そういう意味では任しておけばいいというレベルのものが多かったですけれども、一方でこちらとして、そういう意識、能力を高めるための措置としてどういうことを考えられるのか。そういうことなしには、いくら答申してもまだ今検討中という世界になりますので、そのところをそういう意味で若干、このC、Dの話について

は議論する過程で、特に資料3の中では総務関連事項という形で整理されていますけれども、申し上げたような趣旨に沿って、財政健全化だけでなく、職員の意識を高めて、あるいはそれに対して市民が満足できるような行政をやってもらうためにはどんなことが大事なのかということも、きちんと市民代表として考えていくべきではないか。本日出されているペーパーを今直すとか直さないとかいうことは申し上げませんが、そういうことを申し上げておきたいと思います。

○会長 勉強会のプロセスの中で結構発言がありましたよね。要するに市長の指揮統制で、職員が行財政改革をやろうという気になっているのか。職員のモチベーションをどう取りまとめていくのかということで、このままやると、またさいの河原にならんかという議論もありましたね。

今改めて尾木委員から、発言でもあり、提案でもあるんでしょうけれども、どういうふうに取り上げますかね。今我々が検討しようとしている資料3、①～③のグループの中でこの項目を検討しましょう、これに書いて、これ整理しましょうということとは別に、それをバックアップする市職員の気の持ち方、モチベーションは本当にこっちを向いているのかということも議論しないでやっても成果が出ないんじゃないか。こうご心配をいただいているわけですよね。私も同意見なんですけれども、これは議論するのが非常に難しいんですけれども、どうしますかね。

○尾木委員 財政健全化の問題を中心に議論すると。今回も緊急提言をして、少しでも遅れを取り戻そうじゃないかということでやっていると思うんですけれども、ある程度のところで若干なりとも時間をとって、勉強会のレベルで2回ぐらい、そういう意識改革的な面を皆さんで議論してみないと。そろそろ知恵を出さないと。市民会議としてきちんと意見を、どういう意見を言えば、市の職員たちも、ああ、そうだねと言ってくれるのか、あるいは関係機関の人たちもそうだねと言ってくれるのか。委員の皆さん方もいろいろな形で、角度は違いますけれども、今、会長もおっしゃいましたけれども、何とかしないとこれはなかなか大変だと。財政改革も言うだけでは物事は動かないという実感は、皆さんどことなく共通しているのではないかと思いますけど。

○会長 ありますね。どこかで、これは市長に出席していただいて、我々の気持ちを率直にぶつけて、市長にもう一度職員のネジを巻き直してもらわないといけないのかな。それでよろしいですか。ほかの皆さんの意見を聞いて。

○大塚委員 大塚です。今の尾木委員の意見と似たところがあるんですけれども、改革を進める

うえで、改革の中身の問題と進め方の問題という二種類の問題があって、進めていく段階でいろいろとそれぞれの事案ごとに反対意見もあろうし、抵抗もあろうし、いろいろと難しい側面がある。それは原課ごとに割り振ってやっているけれども、それを強力に押しつけて改革を進めるには何をするかという点で現状いろいろ困難な問題があると思うんです。それをどうやったらうまく転がるようにできるか、ということも我々としては議論してはどうか。

ですから、中身は勿論ですが、それと並行して、それがうまく行くようなやりかたですね。やり方というのは、一つは手法でしょうし、もう一つは組織そのものです。例えば、この資料の(C)の項目で川畑さんがまとめられた中に、C評価 No.39職員研修の充実という項目がありますが、この項目は庁内内部事務の改善であり改革にはなじまないため(C)と理由づけされている。

しかし、庁内職員の意識改革というのは、改革を主題とした研修をもっと頻繁に行わないと機運が高まらないと思うし原課にもそれが波及しない。それとか、C評価 No.48 他団体への研修派遣もそうです。これは、行政診断調査でも指摘されているように他の先進事例を直接学びに行く、これはやはり市としてやるべきだというもの、そのための派遣をして、一年なら一年やって帰ってきて小金井市に導入する方法をきちんと市に報告していただく。こういったものは、他にもいくつかあり、改革に必要なツールとして大綱の項目の中に入っているんで、これからの話になりますが、そういうことを並行して議論していったらどうかと感じています。

○会長 その他委員の皆さんでご意見のある方は、

○畠山委員 畠山です。前回、会長のほうから、こういう提言の中で民営化関連も推進していかなくてはならないと。ただし、職員のリストラは行わないんですよ、民営化は進めるんですよという話が出たんですけども、先ほど大塚委員から出ましたけれども、要するに職員のリストラは必要ないかもしれませんけれども、Cの項目の中に職員の再配置、組織の見直しとか出てくるんですけども、これをやらないことには、いかに民営化を進めても財政改革にならないだろうと。研修も含まれるんですけども、職員を再配置して組織の見直しを図っていくと。

前も会長はおっしゃっていましたがけれども、これはトップダウンなんですよ。トップが意思決定をして、もうこれは譲らないということを決めないと、トップの覚悟がないと、言葉では簡単に職員の再配置となって、C項目になってしまうん

ですけども、それを進めないことには民営化も進まない。だから、先ほど会長がおっしゃっていましたが、ここはトップの決断と覚悟が必要ということをお答えしたら、それは進めてほしいということは市民会議から言うべきではないか。その上で、民営化を進めるためには組織のあり方ももう一度シャッフルし直して、最適な組織体制で運営していかなくちゃいけない。それで最終的には行財政改革に寄与していくんだと。私はそんなふう考えたんです。

○会長 その他の皆さんのご意見何かありますか。浅原さんは何か。

○浅原委員 勉強会に出てないので妙なことを言うかもしれません。最初のころあったように、進捗状況を見たときに、評価のポイントがブレているんじゃないかと。何をもって目標とするかといったとき、目標というのがまずそもそも具体化されてないで、評価しようとしても目標の数値がないから、非常におかしくなって、評価するときに何が気になっているかというのが見えないで議論されていたように思うんです。

職員のモラルというのは我々には正直よくわからない。人事考課が何で行われているのかわからない。職員配置というのは、通常、民間企業にあるような人事の考え方があって、一定の考え方に基づいて教育をしながら、昇進をさせながらやっていくという考え方は、市の中ではどうなっているんだろうというのがよく見えない。そうやって見えない、見えないと言うけれども、実際は見えていると思うんですけども、そこが変わるのは、市長がかわったときに市長が公約をされることに従って市は推進していくんだと、実行団体を作るんだと考えれば、それはリーダーシップそのものでかわった市長は何をやるんだろうと陰で言ってくれば、あとは議論するんだと。案外こういうものなのかなとは思いますが。

何となく私自身、見ていて、本当に行政改革を市の職員の方が、ちょっと言葉が正確でなかったらお許しいただきたいと思うんですけども、自分でこれを起案して、テーマを出して報告すると、自分の課はなくなるかもしれないということがあるわけです。それをやることによって自分は何で報われるんだという改善をわかりやすく職員に教えない限り、どうもモラルは上がらないんじゃないか。その辺が非常にもやっとしているものですから。実際、自分のところでもこの場でうわあっと広がっちゃって混乱するんですけども、結局、検討するっていう形だけで仕事が終わったような感じになっちゃう。

一方、そういうものに陥らないために、今、市の職員のモラルというのは、結果

的には自分がやったことを正しく評価されたら、それが形になって自分にはね返ってくる何かがないといけない。そういうものって見えないんじゃないか。見えさせることができるか正直よくわからないんですけども、外から見ていてもやっとしたものがあるというのは、そこが一番はっきりしてないんだ。特に日本の場合は、アメリカみたいに大統領がかわったら、ブレーンが全部かわっちゃうという行政ではないという部分からすると、トップがかわったから、あらゆる問題が変わるということは普通あり得ない。どうもそういうところになかなか改革が進まないということがあるのかなと思っているんですけど。

○秋葉委員　　今討議しているようなものを、市長、この市の職員たちのあなたが一番頭で、みんなに徹底しなくちゃいけない責任がある。我々が今、ここであしなさい、こうしなさいって職員に言うべきものでも何でもないので、あくまでも会社であれば、社長トップがこういう方針でやりますよという、その肝心なところを、私どもはいくら政策をこうやって、こうやってと言っても、やるのはあなたですよというところを押さえておかないと。そのためには一度お会いして、中間でいいから、こういうところが大事ですよ。いくらいいものを提供しても、あなた次第でだめになってしまうというところを押さえて申し上げたいと思います。

○会長　　八木さん、このことだけじゃなくてもいいと思うんですけど。

○八木委員　　この市民会議、私たちは何期ですかね。その前の委員の方々も同じような議論を重ねて、それでこの77項目に絞りましょうというところまで話をまとめてきていただいていると思うんです。

この77項目は、それぞれの項目に関しては、皆さんおっしゃっていたように、組織のあり方ですとか、実際にここを変えなきゃいけないとか、そういう幾つかの項目分類ができています。それを踏まえて、今回、私たちが最初に手をつけたものは、この77ではいかんせん多過ぎることと、あまりにも分布が広いということで最初お話を始めたかなと思っています。川畑副会長がそれに優先順位をつけてくださって分類して、まずここから手をつけようじゃないかというところまでとりあえずお話はまとまったと思うんです。

ですので、私たちが今、ここまで分類を重ねて、ここまで優先順位をつけて、まずこれから手をつけようよというところまで、提言も含めて話がまとまってきつつあるのですから、その始まり、一步を踏み出して、かつその踏み出した段階の中で、さ

つき大塚委員もおっしゃっていましたが、ここをこういうふうには課題をクリアするには、こういうところも職員の方々も考えてくださいよというところまで踏み込んで議論をしていけばいいのではないかと思います。これも大事、あれも大事と言っていたら先へ進まないんじゃないかなという危惧はありますね。

先ほどの川畑副会長を中心に評価したCとか、Dか、B2の分類のところに関しては、これはB2じゃなくてCかなとか、いろいろ細かいところは私もありますがけれども、今回、とにかく手をつけなきゃというところ、A1、A2、B1から始めようよとまとまってきたから、一歩踏み出しましょうよという気がするんですけど。

○会長 皆さんの意見は大体お聞きしたのかなと。川畑さんは。

○川畑副会長 川畑です。大体各委員さんの議論をお聞きしていると、だんだん集約されてきたという感じなんです。尾木委員さんでいえば、市民の満足度とか、職員のモチベーションの強化とか、そういうものが行政改革には不可欠ですよ。それなしに項目でAだ、Bだと言っているとしてもしょうがないんじゃないですか。大体そういう形です。

それから、大塚委員さんは個別の項目の中身も大切だけれども、進め方が問題なんです。行革を進めるためには職員がモラルを持って行革を進める。それは職員研修であり、何であっていいんでしょうけれども、そういう体制がないと進められないんじゃないですか。論旨は同じ。

あるいは畠山さんは職員再配置とか、この中に項目としてはあるけれども、再配置とか、そういうものを作って、必要なところに配分して、必要でないところを削る。そういう仕組みをつくらなきゃ行革なんて進まないんじゃないですか。こういう意味。

全体的には同じことをおっしゃっているんじゃないかと思うんです。ただ、今考えてみると、78項目めかなんかに行財政改革を進めるための行政内部のモチベーションの強化を1項目として入れて書く。あるいはこれもそういう項目があり得るのかどうか分かりませんが、市長のリーダーシップを発揮するなんていう項目があれば、まさにその言葉ですよ。

だから、後半のところは11項目なら11項目で、こうやって絞り込んだということをご承認いただくとともに、具体的に進めるためには一つ一つの項目の是非じゃなくて、バックアップ体制なり組織強化をどうやってやるのかということを一方で論議していればいいのかというのを、今、全体で聞いていて感じました。

○会長 そうですね。改革を進めるいろいろなやり方は正面からいって、それをバックアップするソフトが市長なり総務部長なりの決意もあわせてないと、多分これはうまくいきませんよということを書類にするのか、それとも市長と総務部長に出席いただいて、我々が聞いてみるのがいいのか、やり方はよくわかりませんが、みんなの意見としてはそこに集約されそうです。

○企画財政部長 今のお話を聞いていると、25年度中に11項目、26年度に19項目検討したとしても、これをやるのが職員だということになったときに、その意識とか、モチベーションとか、あるいは市長も含めた管理職の考え方ができてないと、いくら答申をいただいても進まないということは皆さんと大体同じ意見だと思いますので、とりあえず議論等やっていただいて、どういう形かはちょっとわかりませんが、その部分も一緒に含めて何かをいただいたほうがいいような気がします。答申でいただくのか、言われたように市長とか総務部長を呼んできて、そこで話を聞いていただくというのが一つの方法だとは思いますが、そこはお任せします。

○会長 答申の中に入れるか、個別にやるかは別として、何かやったらいいじゃないのというご意見ですね。

○企画財政部長 はい。

○尾木委員 私、そこはいいと思うんですけども、行財政改革といったときに、職員の意識を高めるという方策をきちっと考えると。その方策としてどんなことがあるかというのはこれからの話になりますけれども、それ自体は行政改革の主たる項目ですよ。早い話が、公務員制度改革は何で行政改革の対象として出てくるのかといえば、要するに器だけではなくて、いかなる人がいかに仕事をするかということから行革の中心課題として公務員制度改革が出てくるわけで、何も小金井市の場合にそれをやっているという話をしているわけじゃないですけども、まさに行政改革の話だとして、そこら辺をどう考えていかないといけないのか。だから、小金井市が置かれた現実の状況からすると、それを議論する前に財政の健全化の話がどうしても前に来ざるを得ないだろうなど。ただ、それを放置したままじゃこれまでと同じことになりますねという趣旨で、それも1点ある。

市長はこの間の市民会議でのご発言では、行政改革への意欲を非常に明らかにされたという意味では頼もしくは感じますがけれども、市長の代理人なのか、あるいは一総務部長の話なのかといえば、それも大事なことですけれども、全体の仕組みの問題も

きちっと考えないと、市長によって問題が解決するなんて、そんな簡単な話ではないだろうと思いますけどね。

○会長 それじゃ、とりあえず議論をまとめるために、部長の提案もありましたように、市長、総務部長、一緒にやるか、別々にやるかわかりませんが、本当に燃える組織を作って、市民会議は手段をいろいろ考えるけれども、それをやってもらえるのかどうかということについて、ぜひ会議に出席をしてみんなと一緒に議論してください、我々はこういうことを心配していますと、今日のような話を市長に申し上げたときに、よし、やろうということになれば片づくのかもしれない。

○尾木委員 いや、違いますよ。よし、わかったという話であるはずがないと私は思いますけどね。それはそういう世界ではないでしょう。それは長年の20年、30年の組織文化があるわけで。

○会長 我々は民間しか経験してないから、役所の文化ってわからないですよ。何でそんなにもたもたしているのなんて言っているのかどうか。

○尾木委員 それはわかりませんね。

○会長 でも、それは一遍聞いてみましょう。

では、ソフトの部分については、市長、総務部長とやるということを前提として、今回、中間で答申をまとめたいということになると思うんですけども、その前に事務局の話だと、9月の初旬にまとめれば、予算に反映できるものはできるだけやるということでした。それで、「緊急提言」というかたちで9月にまとめたいということで、そのためにどういう方向でまとめていくかの議論を今日これからしていきたいということで、川畑さんからお願いします。

○川畑副会長 川畑ですけれども、確認しておかなきゃいけないのは、まず77項目を我々の市民会議として項目をこれだけに絞りました。

○会長 4グループ23項目に絞りました。

○川畑副会長 これでいいですねという確認が1つですね。

○会長 じゃ、一つずつやりましょう。勉強会を通じて議論して、なおかつ川畑さんにまとめてもらった77項目を、4グループ23項目が重点だということで絞りましたということについては、委員の皆さんはよろしいですね。

○尾木委員 方向性として。

○会長 方向性としてこういう方向に絞ったということで、ご理解を皆さんにいただきました。

たということによろしいですね。それが1つと。

○川畑副会長　これはここにはのっていないけれども、先ほど各委員さんがご発言されたように、行革を支える組織風土というか、あるいは行政内部のモチベーションをどうやって高めていくか、もう一方で市長のリーダーシップの発揮のもとにどうやっていくのか。これについては若干前段と後段は異質のものなんでしょうけれども、要するにモチベーションを高めるようにどうやってやるんですか、あるいはやったらどうですかということもきょう以降の委員会でテーマとするという確認をする。その際には市長の考え方をお聞きするというところでいいですね。

○会長　よろしいですね。じゃ、それはそういう方向で。

市長が市民の代表の皆さんからいい答申をしていただいたら、市民会議の答申を全力を上げて頑張るという発言がいただきましたよね。

○事務局　事務局から確認をよろしいでしょうか。今、川畑副会長のほうから、勉強会の総括について委員の皆様ご確認をいただいたんですけれども、事務局からもちょっと事務的に。

今年度3回市民会議を予定してまして、4月には11月に3回目を開いたらどうかというお話があったんですけれども、緊急提言を行ったらどうかという話の中で、9月20日に前倒しをするということも本日のこの会議場でご同意いただければ、そのような手配を事務局でやりたいと思います。前倒しをしてしまうと、平成25年度、平成26年3月までの会議の3回分が全部そこで終わってしまうので、間が長くあいてしまうのは検討していただくにもちょっと難しい部分があるかと事務局では思っていて、今年度3回の予定なんですけれども、4回目を今年度、例えば年明けぐらいに開くかどうかというのをぜひこの会議の中でご意見いただければ、事務局でご用意ができますということでございます。

○会長　それじゃ、改めて事務局からお話があった、9月20日に3回目を正式にやりたいということと、9月が終わってしまって、あとなしというわけにもいきませんので、26年2月に1回追加して4回目をやるということにしたいんですけれども、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○会長　じゃ、それでご了解いただきました。

○事務局　じゃ、2月の日程はまた調整させていただきます。

○会長 日程はまた改めて。ということで、とりあえず休憩に入ります。15分、4時半まで休憩します。

(休 憩)

○会長 では、再開をいたします。
今までの議論は終了しまして、事務局のほうでそれを踏まえたこれからのあり方ということで、取りまとめをお願いします。

○事務局 先ほど川畑副会長のほうで総括していただいたように、市民会議の勉強会で行ったこと、確認事項と審議事項を資料1にまとめさせていただいたものにご同意いただいたと。今年度3回の会議予定であるけれども、平成26年2月あたりに第4回目を開催するということで確認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 じゃ、よろしくをお願いします。

○事務局 じゃ、事務局のほうで、第4回の市民会議につきまして、平成26年2月に開催するよう準備をしたいと思います。

では、会長にお返しします。

○会長 会議の日程はそれで終わります。皆さんから一応ご意見いただいたということでよろしいですね。じゃ、改革を進めていきたいということで、どういう方向で進めていったらいいかということについて、川畑さん、よろしいですか。

○川畑副会長 川畑です。今までの第1回以降の議論を踏まえて、緊急的に26年度の予算編成の前にある程度当委員会としてのメッセージを伝えたいということで、緊急提言というお話がございました。正副で案文を調整して、もちろんまだ案の段階でございますので、事務局さんから今コピーを配っていただきます。お手元に届きましたでしょうか。

お配りしました素案は、委員の皆様のご協力のもとに積み重ねました勉強会を踏まえて、受益者負担の適正化、民営化の推進という内容で作成してみました。委員の皆様に緊急提言は、先ほどご了解いただきました9月20日に開催する第3回市民会議で市に対して提出するというスケジュールにご同意いただいたわけですが、それを考えますと、9月20日までに勉強会を二度ほど開催しながら、正副を中心に内容を精査していきたいと思っております。よろしいですか。そういう意味では日付は9月になっています。タイトルは、平成26年度予算編成に対する緊急提言ということになってございます。

1ページおめくりいただきますと、会長名で各委員の協議ということで、市長宛てに提言という形になっています。簡単に骨子を読み上げますと、本市民会議では、平成25年4月19日に市長から諮問を受けまして、答申に向けて審議を積み重ねているところです。しかしながら、市が置かれた現状を見てみますと、第3次行財政改革大綱の計画期間を折り返したにもかかわらず、行財政改革の取組は非常に遅れており、さらには危機的な財政状況と来年度の予算編成にも苦慮する状況が予想されています。このような状況を踏まえ、行財政改革市民会議では、諮問に対する答申の審議を行っている最中ではありますけれども、平成26年度の予算編成に対する緊急提言を次のように取りまとめましたので、ここに提出します。このようなことになっております。

緊急提言は大きく2点。1として受益者負担の適正化に向けた取組の強化について。受益者負担の適正化については、第3次行財政改革大綱に盛り込まれている項目の大半が未着手となっている。本件は、平成23年度の定期監査においても強い要望事項として述べられているにもかかわらず、各事業課においては改善に向けた意欲が感じられない。行政サービスコストを市民に十分説明するとともに、取組を強化されたい。については、受益者負担の適正化の一つである各種使用料等の見直しに当たっては、統一的な基準の運用やバランスを考慮する観点から既存の審議会等に委ねることなく専管の協議体において検討できる体制を整備されたい。

2として各事業の民営化に向けた取組の推進について。指定管理者制度の活用や公共事業の民営化については、総合体育館への導入・学校給食の委託など一部に進展はみられるもののまだまだ不十分である。市民サービス向上の視点も加味しながら、具体的なロードマップを早急に策定されたい。なお、財政支援団体については聖域化することなく、補助のあり方についてのルールの適正化に図られたい。

以上でございます。

冒頭申し上げましたとおり、これは今日各委員のご意見を踏まえた上で最終的には9月に提出をしたいということで、本日のところは案でございます。

○会長

緊急提言という言葉がいいのかなということでちょっと議論はしてみたんですけども、この秋の予算の骨子を固める前に提案をしておこうという意味では緊急でもいいのかなと思いました。1番目は皆さんと一緒に議論をしてきた受益者負担の適正化についてちゃんと取り組んでくださいと。26市中、小金井が一番安いという保育料の問題から、必ずしもそうではないんだけど、施設が古いから有料化できないんじ

やないかとか、いろいろ説明も受けましたけれども、小金井が直面している今の財政緊迫化の中で幅広く議論をして、それも急ぎ急遽やっていただきたいということで市長に申し上げようということでございます。

2番目は民営化について取り組みも一部始まってはいますけれども、進んでいない図書館とか、いろいろ市役所の事業としてこういうことをやっていいのかというものも入っているものですから、これを早急に具体的にいつごろまでにやるということをロードマップとして決めて、それを発表し、なおかつ実行していただきたいという提案でございます。言葉がちょっと足りないかなという気持ちもしないでもないで、専門家であらっしゃる尾木さんあたりから、もし役所に提案を出すんだったらそういう言葉じゃないんじゃないのという提案があればいただいて、直すことにはやぶさかではないと思っていますので、皆さんの議論をいただきたいと思います。畠山さん一言ありそうだから、どうですか。

○畠山委員 畠山です。受益者負担の適正化に向けた取組の強化についてと。この緊急提言ですけれども、この中に「既存の審議会等に委ねることなく専管の協議体において検討できる体制を整備されたい。」とあるんですけれども、既存の審議会に委ねることなくということになりますと、既存の審議会のあり方そのものをここで否定してしまったことになってしまう。既存の協議会、審議会はちょっとここに置いて、既存の審議会等に委ねるのみならずとか、それはそれであっていいんだけど、新規に専管の協議体において検討できる体制を速やかに整備されたいとか、こういう形にしないと、今までの審議会って何だったんですかと疑問が出てくると思うんです。もう否定されてしまったと。例えば私が既存の審議会の委員をやっていたら、導入のところまで今だめだったんだ、だからこうなっちゃうんだとなると、これは何の意味もないじゃないかととらえられるかもしれないんです。

○会長 委員になっているわけですから、それは今までの審議会に委ねることなく、児童館から学童保育から公民館から体育館まで全てのいろいろな受益者負担の適正化項目を検討する市長の専管の委員会をつくって、他市と比べて、また他課と比べてかくあるべきと、すばっとやったらよろしいんじゃないですかと提言する審議会をつくってはいかがかという日本語なんですけれども、あまり正しくないですか。そうはとれませんか。

○畠山委員 私からいうと、委ねることなくとなっちゃうと、否定されてしまったということに

なるので、それはそれでいいんだけど、新たにもう少しレベルアップした、グレードアップした協議体でさらに煮詰めていくというふうに移っていただければ、相手側も否定することなく、市長も考えるのではないのでしょうか。

○尾木委員 言われてみれば、そういうふうにもとれますねと。今、会長がおっしゃったように、専管の協議体において検討できるという、その手のことは言葉の問題ではなくて、事象を取り上げてということでもありますので、その事象を明らかにするために「この際」とか何か言葉を入れて、この際、こういうものを設けて、専管の協議体において検討できる体制を設けたらどうですか。「この際」と入れると、否定じゃないかという感じが特別な目的のためにという感じになりますかね。確かにそれでもいいと思うけれども、「委ねるのみならず」と言うところとちょっと弱くなるというか、いろいろ趣旨が十分伝わらなくなるおそれはありますよね。もし「とどまらず」と言うんだったら、何か言葉をもう少し補って、強く言わないと真意が伝わらない。

○会長 これは上原副市長、今、いろいろな審議会があるでしょ。既存の審議会でなく、別の新規の審議会では他市を見て、値段はかくあるべしということを提案するというのは可能ですか。

○上原副市長 他の公務と重なったため遅れて来まして大変申し訳ございません。
今、会長のほうからご質問いただきました。市では、事業を執行するに当たっては、いろいろな関係した運営協議会であるとか、円滑な業務の運営について話し合う機関を持っております。その中で、例えば料金体系があるものについても、一定そちらのほうに諮問する体制を今までとってきた事実があります。ただ、その既存の運営協議会に料金体系を必ず諮問しなければいけないという規定は多分ないと思っております。ただ、全体的な運営という中に当然料金体系も入ってくるという解釈のもとに、今までやってきたという経過があるところでございまして、法的にどうかといえば問題はないかとは思いますが、過去の運営として築いてきた経過を考えると、あまりにも頭ごなしに否定するというのもなかなか難しいのかなと思われまます。

○企画財政部長 補足をさせていただきたいんですけども、前回、勉強会の中で川畑副会長から若干話があったと思うんです。それで、保育料の改定については、直近の例ですと、平成15年の段階で私どもが持っております児童福祉審議会に、市長のほうから保育料の改定についてということで検討を諮問しております。それで、児童福祉審議会は児童福祉法の規定によって市に置くことができるという規定の中で、児童福祉審議会規定

を持っているわけです。その中では何をやるかという、市長の諮問に係る保育に関する事項について調査、審議すると。保育に関する事項についてという規定の中で保育料も保育に関する事項だということで、15年の段階では児童福祉審議会に諮問をしていますから、新たにこの提言を受けた中でそれとは別の組織を立ち上げて、保育料について審議をするとなると、平成15年の段階で諮問していますから、そこでの整理は一定つけないと、じゃ、こっちでいいですよということにはなかなかかなりにくいところはあるかと思えます。

○会長 　　だから？

○企画財政部長　ですから、そこを整理した中で、新規の協議体を作るか作らないかということは検討しなきゃいけないと思います、仮に提言をいただいた段階で。

○会長 　　ということは、提言案を出してもしょうがないということ？

○企画財政部長　いや。ですから、提言を受けて一定整理をしないと、児童福祉審議会等に何か説明をするのかどうかわかりませんが、15年の段階では今持っている審議会で諮問していますから、そこは整理をしないとうまくいかないと思います。

○上原副市長　　また補足になりますが、今整理するというのが企画財政部長から話がありましたが、皆様のお手元にある行革大綱の77項目の中の6番に各種使用料等の在り方の見直しということで、「各種使用料等について、受益者負担の原則に基づき定期的な検証を行うための方策を検討する」ということで、頭出しはしてあるんです。そこら辺の頭出しをもとに整理することは可能であると思えます。

○八木委員 　　今の話を聞いていると、平成15年度の段階で審議にかけたけれども、結局進まなかった。それは15年の段階で進まなかったけれども、それを審議会にかけた以上は、また次もそこにかけて話を持っていかなくちゃいけないということですよ。ということではこの緊急提言の意味が全く生かされない。審議会があるから、そこにかけてくたはいけないということですか。

○会長 　　交通整理という言葉が日本語として正しいのかどうかよくわかりませんが、どういことですか。要するに相手の理解を取りつけるということですか、部長。

○企画財政部長　そこは何とも言えないんですけども、15年の段階で児童福祉審議会にかけていますので。それで、その根拠となった規定自体は変わってないわけです。保育に関する事項について調査研究をするという中で保育料の改定について諮問していますから、今、副市長が言われたような第3次行革大綱の実施項目の中に「No.6 各種使用料等の

在り方の見直し」と入っていますので、それをもとに新たに協議体を立ち上げて、そのところは一定整理をするという形にして、児童福祉審議会にどういう形で了解をとるのか、そのまま了解なんかなしでやっちゃうのか、その辺はちょっと検討しなきゃいけない点でもあります。ですから、できないということではなくて、検討するということになります。

○川畑副会長 会長、よろしいですか。私がこういう表現でこの項目を入れた趣旨をお話ししますと、今、上原副市長が説明されたように、それぞれの施設なり、それぞれの事業には審議会なり協議会がある。それが条例で決まっている、決まってないは別にしまして、保育であれば児童福祉審議会、図書館であれば図書館協議会とか、公民館運営審議会とかいろいろありますね。

それに任せたらだめだと言っているわけではないんです。統一的に上げて、これをどういうふうに受益者負担を求めていくかというのが統一的なルールのもとに、こっちはこうなっている、こっちはこうなっているというバランスの問題もあります。それから、前回の改定の年次の開きもある。そういうものを全部勘案すると、それぞれの個別の審議会なり協議会でやるべきでないとかいうんじゃなく、統一的な基準のもとに統一的な協議体で議論をして、ここは何%、ここはこれだけというふうにやったほうがいいんじゃないですか。そういう意味で既存の審議会に委ねることなくというふうにしたんです。

料金設定とか受益者負担に限っては、その審議会が既存の審議会の検討項目というよりは、統一的に作るもののほうで十分議論できる、あるいは既存の審議会との整合性、調整をしてください。そういう趣旨で入れてあるという経緯です。

○尾木委員 会長、この場合ですと、例えば経済財政諮問会議でありとあらゆるものを取り上げると。一方で、厚生労働省関係で、労働関係については三者構成の委員会にかけるというふうになっていますね。それはまさに両方かければいいので、残るところは総理大臣のリーダーシップじゃなかろうかと。こういうところはあなたたちはこう言いますねと。しかし、市民会議から言われて設けた委員会ではこういう意見になっていますよと。どうしていけないんですかという議論をしてもらおうと。

だから、条例で既存の審議会での審議はこれ以降は停止して、新たに条例ができれば、それはそれでいいですけども、新規の協議体にとりあえずやっておけというのはなかなか難しい話でしょうから、両方やってもらって、あとは市長のリーダーシッ

ブなりで、各審議会、協議体委員の発言の説得力の問題になるという理解でいいんじゃないですか、そこは。だから、絶対にだめという、無駄だとか、そんなことはないわけで、あとはそれをどういうふうに整理するのか。条例でもうやめてしまうのか、並行しながら行政部局でどう調整をしていくかという、その世界だと思いますけど。

○畠山委員 要は専管の協議体の中身、組織についてですが、全く新しいところにまっさらに作ってしまうのか、この中に従前の審議会等の委員も含めるとか、その辺のことを多分今までずっとやってこられた方が不安に思うのではないかと。一緒にもっと進めてこなきゃならなかった、もうちょっとレベルの高いところから言うと。そういうふうにしないと、専管の協議体において検討できるって、あれは体制ですから、そこをもう少し掘り下げて提案の中に入れたらどうでしょうか。

○会長 よろしいですか。

○川畑副会長 川畑です。事実関係からいうと、市が持っている条例の中で、料金体制について、この審議会にかけなければいけないという規定を持っているものは多分ないですね。法律的にもないです。例えば児童福祉審議会が例に挙がりましてけれども、児童福祉審議会の諮問を検討する内容は、児童福祉に関することというもわつとしたもので条例ができてはいるはずなので、保育料を幾らにするんだということに関してここにかけなければ、法律的にだめですよという規定には多分なっていないはずで。

それからもう一つは、この協議会の中で協議する際に新たな会議体を作る。基本的には作り手がないんですよ。だけれども、新たな協議体の中に、例えば保育料を検討するときには、専門委員として保育に関して一番知識のある方に一緒に入ってもらえばいいし、公民館の有料化についてやるときは、公民館に一番詳しい学識経験者なり利用者でもいいんですけれども、そういう人に入ってもらったりしながら有機的にやっていけばいいのではないかと。

つまり基準が統一的なルールのもとで、統一的な考え方の中で、あまり凸凹がないようにやっていくためにはこういう方法が一番いいんじゃないですかという提言なんです。だから、二重行政になるべくならないようにやってほしいので、それは行政にお願いをするという格好にならざるを得ないんです。

○上原副市長 済みません。会長、よろしいでしょうか。さっき川畑職務代理者からご発言があった中身の件なんですけど、個々の保育料とか何かの特化するのではなくて、市役所の中には使用料とか、手数料とかと名前のつくものはいっぱいございます。私の手元の資

料を見ると、例えば保育料については平成11年から直ってない。もっと長いのは学童保育育成料、これは昭和58年に有料化したときから1回も見直ししていません。その間見直ししてないということは、適正かどうかというのはどこかで判断しなきゃいけないと思うんです。そういった意味では先ほどの会議の中で全般的に見てどうかというのを審議する必要はあるのかなと。そうおっしゃっているのかと私はとらえているんですが、そういうことでよろしいんですね。

○川畑副会長 はい。

○会長 それを緊急提案したいということは、年内いっぱいぐらいまでに改定できるものは改定して、来年の予算の中に織り込んでくださいということが言外のニュアンスとしてあるわけだけれども、それは可能なんですか。

○上原副市長 今回の第3次行革大綱は平成22年5月に作って、6年間の期間で平成27年度までとなっているわけですが、その間、市長の交代等もございまして、間がちよっと飛んじやっているというのが事実なんです。計画どおりに進んでないという状況があるところでございます。

しかしながら、4月からエンジンをかけまして小学校の給食の民間委託化、これは9月から9校のうち5校を民間委託、4校直営ということで、議会で予算も可決しているところで、進めていくことということになっております。そのほか、学童保育の民間委託、保育園の民間委託についても既に組合、関係機関に内容を提示して、組合とは現場の職員も含めた拡大事務折衝、学童保育所運営協議会についても並行して協議しているという状況があるところでございまして、今、挽回しつつある、こういう状況があるところでございます。

そうした中で、緊急提言ということで、2つの言ってみればお叱りを受けたのかなと思っております、非常に重く受けとめさせていただきたいと思っておりますのでございます。

ただ、専管の協議体において検討できる体制をとということになりますと、一般的には行革市民会議のような委員会を立ち上げたほうがスムーズに行くのではないかと考えています。委員会を立ち上げて皆さんの意見を聞きながら、例えば受益者負担につきまちは全庁的に全項目を見直す、市が一体的に見直すという体制をとったほうがよからうかと思えます。したがって、その場合には委員さんの選任であるとか、そういったことも踏まえての形になるかと思うので、まずは委員会を立ち上げるための

予算を9月とか12月に補正予算で出して、そういう意気込みというか、方向性を示した上で、いついつにやるんだということは委員会で決めていただいて、それはスピード感を持ってやっていただくような方法にならざるを得ないと思うんです。したがって、来年度の予算というのは10月の頭に説明会があるわけなんです、そのときに具体的にこの項目の見直しを図るとするのはちょっと行政としては難しいかなと思っています。

○会長 難しいんですね。

○上原副市長 ただ、一步でも足を踏み込まないと次はないわけですから、踏み込むべきは早く踏み込む必要があるかなとも思っています。

○八木委員 今、副市長がいみじくもおっしゃったように、保育料に関しては、平成11年度から1回も審議されてない。先ほどの児童福祉審議会においても15年度以降審議されていない。まさにそういうことだから、今、緊急の提言なんですよ。

今、どういう委員会の形がいいかどうかというのは、尾木委員がおっしゃったように、2つ並行するとか、いろいろあると思います。私の中ではどれがいいのかまだまともってはいませんが、緊急と銘を打つからには、議会のほうで予算もちゃんと出していただくんでしたら、いついつまでにどういう形のをちゃんと立ち上げて、そこはいついつまでにどういう形の結果を出すところまでやらないから、今までずうっとこのまま11年間。今、平成25年ですよ。ずうっと何もやってこなかったということじゃないかと思うんです。こういう委員会があるので、そこにかけてからなんてやっているから進まないんじゃないですか。

それで、緊急提言の1の前段階も前文のところはとても強い口調で、私はとてもいいと思います。これぐらい強く言ってやってくださいというのが、先ほどのこの会議の一部であったリーダーシップとか、強い意志とか、組織としてやっていくという意志を見せるんだということだと思います。この市民会議のほうで私たち市民だけはこの強い気持ちでやりたいのよということをおっしゃっているということを受けていただいてと思います。11年間これやってないんですよと言われちゃうと、とてもあららという気持ちですよ。

○会長 それじゃ、1のほうは、副市長のおっしゃるような料金見直し体系の委員会みたいなものができて、市長の肝入りでそれが各課と対応しながら見直しを進めていく。多分、今の雰囲気からいったら、来年の4月からの可能性はないですな。でも、踏み出

していかないと二十何年間全然手つかずになっているものが、また次の20年間も手つかずになっちゃうから、こういう提案をして、それをやりましょうよというところで踏み出していくということになるのかもしれない。ここから先は行政にある程度お任せをしてということで、2番目の民営化についてはさっきの学校給食の一部だとか、始まったものもあります。まだ手つかずの図書館とか児童館、幾つかあるんですけども、これの民営化についてぜひおやりください、進めてくださいと言ったら、これはどういうことになるんですか。

○川畑副会長　　今、こういう案文がいいかということ議論している段階ですので、もっと強い言い方で出してみたらどうか、あるいはこのままだとちょっとどうかということ委員さんの中からご意見いただくのはどうでしょう。

○八木委員　　今の川畑副会長の話ですと、1番の前段階においては行政診断のほうでも受益者負担の話は出ているわけですから、もっと強く押してもいいかなって私は思います。行政診断でも出ているようにとか何とかというのは盛り込まなくていいんでしょうか。

○会長　　行政診断のほうでも強く押されていますよね。民営化についておくられていると。小金井はおくられているんですよ。おくられているんだけど、みんな威張っている。おくられていると思ってないというところがある。そうでしょ、皆さん。

○尾木委員　　26年度の予算に向けてということになると、今、会長がおっしゃったように、速やかに仮に整理したとしても、ここでやる以外に方法はあるんですねと。まだ1の受益者負担の適正化に向けたの話ですよ。そうなってくると、市民会議としては手を上げるから、そこへ委ねたいという意思表示になるんですか。

○会長　　市長は市民会議から答申をいただきたいということで、市民会議としては検討して、答申を出しますということになっているわけです。

○尾木委員　　市民会議との関係をこのまま読むと、専管の協議体で受益者負担の適正化をやるように会議を設けてくださいということですから、そうなってくると市民会議としてはどういうスタンスに立つことになりますか。

○川畑副会長　　ご懸念の部分は、我々市民会議で受益者負担も含めていろいろ諮問を受けて検討して、最終的には別の統一的な基準に基づいてやる協議体とバトンタッチして、さよならというふうに見受けられるとすれば、それは本意でないので、我々としてはそれを進行管理してやっていきます。具体的にやるには、この市民会議がそのまま移行するのなら、そういう選択をしてもいいです。我々はそれとは別にもっと全体をやりながら、

この中の一部だけやっていくというなら、それもそれでいいかと思っています。少なくともバトンタッチして、あとはそっちのほうでよろしくやってくださいという趣旨で書いているわけではないです。

○尾木委員　　これだけ読むと、26年度の予算編成に向けて、緊急提言としてそういう多角的に検討する専門の委員会を設けて検討するようにお勧めしますということになると、市民会議はどうするんですかということになるから、市民会議において一方では並行にやるけれども、並行してやるというのか、何か一工夫の表現が必要かなと思ったんですけど。

○会長　　そうかもしれないですね。それから、副市長も実際に言われるように、新しい委員会を作って選任をして、説明をして、委員会をやれば予算もつけてという形になったときに、我々が今、こういう提案をしても委員会ができるのは来年の4月からだねということになると、4月から活動を開始したら、実際の料金にはね返るのは来年の予算ではないですねということにもなるわけです、現実の問題として。そうすると、緊急提言としてこの予算の中に云々ということは、基本的には最初から無理じゃないかと。そのような形になりかねないです。

○尾木委員　　意気込みとしては、どこかに新しく作れば、新しい協議体に市民会議の意見が相当程度反映できるように鋭意検討すると。そういう前提で、少しそういう部分が出るように書いておくといいかなと。

○会長　　1のほうはね。2はどうですか、2は。民営化についておけている、おけていると言っているんだけど、なかなか小金井市としては進まない。

○畠山委員　　市長から我々に諮問があったことは、とにかくスピード感を持って行財政改革を進めたいと。だから、市民会議にこういうのを諮問したんですよということなんです。問題は、スピード感ということ。要するに早くやってくれということだと思っんです。

2の項目の中で「具体的なロードマップを早急に策定されたい。なお、財政支援団体については云々」と出てきますけれども、具体的なロードマップを早急に策定されたいとなると、いつまでにやるんだというものが出てこなくなってしまうと、またこれも先送りみたいになってしまって、どっちともとれると。もうちょっと先へいってもいいよと。じゃ、いつまでにこうしてくれと、市長もそう言っているじゃないかと。いついつまでにこれをやってくれという期限を入れないと。市長の言っているスピード感を持ってやれということは、期限を決めてやってくれ、そういう提案をしてくれと

ということかもしれないので、そういう具体的なもっと詰めた提案をされたほうがいいと思うんです。

○会長 どうですか、川畑さん。

○川畑副会長 具体的なロードマップを早急に策定されたいというのは、書いた私自身からすると、かなり強い言い方で書いたように思ったんですけども、各委員さんのほうがそれじゃ生ぬるいと。もっと時期を明示して、いつまでにきちんとやってくださいということであれば、もうちょっとこの書き方を変えたいと思います。

ただ、各委員の方は勉強会でごらんになったと思いますけれども、この手のものの各課の回答は、大半が今から職員団体と協議を始めますとか、そういうものがほとんどなんです。我々はそんなことを聞いているんじゃないかと、いつまでにやるんですかと。やるとなったら早くどういうふうやって、どういうふうやってというのは、つまり委員会を立ち上げるかどうかまだわかりませんが、民営化できる施設はこれとこれとこれであって、それについては指定管理をするのか、業務委託をするのか。業務委託の選考だって3カ月、6カ月かかりますから。その前に議会の条例改正もしなきゃいけないわけでしょ。だから、そんな生易しいものではないということは、多分行政の方もわかると思うんですけども、ただ、具体的にもうちょっと強目にというご意見があれば、ちょっとまた工夫します。

○会長 工夫はしてみましよう。

○尾木委員 ちょっとわかりにくいので、促進のための具体的なロードマップというふうに言葉を補うとちょっと奇妙な、そのレベルの話ですけども、促進のための具体的なロードマップというちょっと。

○会長 ほかの委員さんの意見は、ロードマップさえ作ったら、そのロードマップが予定どおりいなくても、マップは作ったということで話は終わるんじゃないのと。そういうご心配ですよ。

○尾木委員 でも、それは先ほど来皆さんからも出していたモチベーション強化のための方策を別途考えられるんでしょう。

○会長 その辺についてももうちょっと考えてみましょう。ロードマップができれば、ロードマップを金科玉条にして、それでまたそのままずるずるとおくれるんじゃないかと。

○尾木委員 今の2のところ、なお書きはどういう意味ですか。「なお、財政支援団体については聖域化することなく、補助のあり方についてのルールに適正化を図りたい」という

のは、財政支援団体についてはややもすれば聖域化が見られるとか、そういう意味ですか。ちょっと意味がわからなかったんです。

○川畑副会長 財政支援団体については、25年度、26年度検討項目で入っていますよね。ただ、緊急提言で3として出すには我々の議論も熟していないので、とりあえず民営化の事項の中で文言として2行を入れたというスタイルをとったのが1つ。それから、これは第3セクター的な、つまり外郭団体を作って、外郭団体に事業を委託、流したことによって行革は終わったんだと思われては困るので、どういうところまで市が財政団体に事業をお願いして、それに対しての人員費は、これこれかかる分は払いますと。あとは財政支援団体が自主的な営業努力の中で稼いで、自分で事業を拡大してください。そういうルールをきちんと決めないと、議会で外郭団体とか財政支援団体に事業が移っちゃったことで、ブラインドになるのを避けてくださいという、この2行にはそういう意味が入っているんですけども、読み取れないのだったらもうちょっと。

○会長 ちょっとそこまでは読めないね。

○尾木委員 いきなり聖域化することになっているから、過去の方向性を書くのもなかなか。

○会長 まだ2の段階にこれを入れるかどうかだね。

○畠山委員 これ厳しく入れちゃったら、今、問題になっているのは既得権者ですね。聖域化されているということは、既得権があるから聖域化されているということになってしまうので、そこを外してしまえば、こういう問題は出てこないと思うんですけど。

○川畑副会長 じゃ、ちょっと工夫します。

○尾木委員 ルールのことですが、設定とか透明化とか、そういうことは十分必要性があるのかもわかりませんね。いきなり聖域化じゃなくて、要するにルールをきちんと明確にして、透明で、説明責任が果たさせてもらえるように、そういうことをきちっとやってくださいと。そういうことであればできますよね。

○上原副市長 そうですね。それについては、監査委員から財政援助団体に対する監査がございまして、いろいろとご指摘を毎年受けていて、これを見直しているというのが実情でございまして、補助金の中身、項目といったものは不適切じゃないかと。こういったものが近々では社会福祉協議会のほうでありまして、新聞に大きく報道がありました。いわゆる飲食経費が補助金の中に入っていたということでありました。そういったことで、中身の透明化という部分については一定の改善はしているんですが、なおかつ必要であれば、それはご指摘いただくことも可能であろうと思います。

○川畑副会長 よろしいですか。それじゃ、きょういただいた意見を踏まえて、9月まで時間がございまして、ちょっと正副で調整をさせていただきます。

○会長 勉強会もありますしね。

○川畑副会長 はい。8月は勉強会は予定していませんけれども、7月30日に1回、9月3日に1回予定していますので、そのときにまた改めてご議論いただいて、それを踏まえて9月20日の第3回委員会に提言という形をとらせていただければ、それで全部可能なんじゃないか。

○会長 7月30日の火曜日と9月3日（火曜日）の2回、勉強会で今の話を取りまとめて。

○事務局 委員長、ちょっと整理をさせていただきますよろしいですか。それでは、本日のこの委員会の中で一応緊急提言を出すということは皆様ご同意を得られたということでしょうか。

○会長 よろしいですね。緊急提案を9月の市民会議までにまとめて、それを市長に提出すると。それはやりましょう。

○事務局 ありがとうございます。次に、では、その内容につきましては川畑副会長からご提案をいただきました。具体的に7月30日の火曜日と9月3日の火曜日に勉強会をしてはどうかというのが正副の案でございますが、日程等につきまして、申し訳ございません、9月は定例議会等もございまして、若干時間が前後することが考えられますけれども、とりあえず仮置きということで決定をさせていただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局 よろしいですか。それでは、時間帯等につきましては事務局と正副で調整をさせていただきますまして、メールベースで皆様のほうにご通知を申し上げたいと思います。

○会長 それから、9月20日の金曜日午後3時の第3回の市民会議は確定です。ここで最終的に市長に提案する提案書をまとめて、皆さんの最終的な決裁を得たいと。

3 その他

○尾木委員 あと、職員定数の削減はないんですか。難しいのがあったと思うんですけども、職員定数の削減の話はこの間も聞いていましたけれども、近隣他市との対比でいって少し定数が多いと。

○川畑副会長 緊急提言の話ですか。

- 尾木委員 うん。それは来年の予算編成に反映してくれというんでしょう。
- 会長 職員数が多いというのは、やっている事業が多いんですよね。例えば保育園を指定管理者で民営化すれば、職員を退職させるわけではないけれども、採用数を落としていけば、今、市の職員が100人ぐらにかかっているわけです。それを監督する10人ぐらを除いて民営化すれば、その90人は長い時間を経れば削減できるという意味で、職員定数を減らしていくというのは、委託化することによって新しく職員を採用しないということで、数年かけて下げていくということしかないわけです。
- それを早くやったところは、例えば八王子市、小平市、府中市みたいに市の職員1人頭200人市民の面倒を見ているという市役所があるわけです。小金井は160人しか見ていないわけですから、八王子市、小平市、府中市に比べれば40人面倒を見る人数が少ないわけですが、それはそういう事業を抱えていると結果的にそうなるということで、職員定数そのものをじかに議論はできないと思うんです。民営化の議論と一緒にやらないと。
- 畠山委員 それは配転しかないんですよね。やるとすれば配置転換するとか、再教育してと、これしかないと思いますね。
- 会長 だから、テーマとしてはなじまないのかなと。結果としては200人にいくべきだとは思っていますよ。思っているけれども、何で小金井市の市の職員は160人の市民しか面倒見れないのかという議論をすると、やっている仕事の内容が違うと。
- 尾木委員 それだったら、おそらく1番、2番の難しさと3番の難しさは性格が違うんだという話で、性格が違うといいますが、職員定数の話はよそでどうして削減できたのかという感じにもなってくると思って。
- 会長 でも、3回目、4回目、5回目の市民会議の中で、本当に小金井市のやっている仕事はこのまま民間委託しないでやり続けるんですかという議論になっていけば、職員は配転も含めてちゃんとなり得ると。ちょっと先の話ですけど。
- 畠山委員 川畑副会長、7月30日に勉強会がありますよね。多分きょうみたいな会議になって、例えば副市長が出てきていろいろな発言されると、うんと思って、引くとは言いませんけれども、ああ、そういうことだと。そうすると、ある程度完全なのを作るためには、その場に副市長が3回来てもらって、何かあったらそこに意見を入れると。完全なものに仕上げたほうが、後になっていちゃもんをつけられるよりいいと私は思うんですけれども、どうでしょう。

○上原副市長　私どもは日程さえ合えば、当然出席するような形はとらせていただきたいと思います。

○畠山委員　最初に日程を作ってもらっているんですね。

○尾木委員　副市長が出なくたって、部長でも課長でも市を代表して出てもらうのであればそれでよい。その結果、市民会議でとんでもないことを言われて、そのときに同席していた人はどなたかと。課長や部長が責任をもつ。そういうふうにしていかないと。

4 閉 会

○会長　時間になりましたので、きょうの会議はどうも生煮えで、こちらがちゃんと出ませんけれども、申し訳ございません、ここまでとして、7月30日と9月3日の勉強会で9月20日の第3回の正式会議までにちゃんと提案できるような、なおかつ実行可能なレベルの文章に作り上げていく。では、これできょうの会議は終了します。どうもありがとうございました。

(午後5時20分閉会)